監査結果公表第21-13号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び 八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成21年10月1日

八尾市監査委員 冨 永 峰 男

同 八百康子

同 平田正司

同 井上依彦

記

1 措置の通知

定期監査の結果に対する措置の通知 平成21年9月25日付け八水第1028号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号 八尾市監査事務局 電話番号 072-924-3896 (直通)

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

(別紙)

定期監査の結果に対する措置の内容

水道局経営総務課

[文書指摘分]

指摘事項

講じた措置又は経過の報告

1 日直手当について

日直勤務については、八 尾市水道局に勤務する企業 職員の給与の種類及び基準 を定める条例及び八尾市水 道局企業職員給与規程に基 づき日直手当(1回4,200 円)が支給されているが、 同規程第33条第2項により 特殊の勤務に服する職員と して、7時間の時間外勤務 手当相当分が加算支給され ている。しかし、本来日直 勤務とは、電話の収受や非 常事態に備えて待機するも の等であって、継続して労 働する必要のない勤務をい い、一方、時間外勤務とは、 勤務時間外において行う通 常の勤務をいうものである ことから、日直勤務の実態 に即し、適正な日直手当の 額について早期に見直しす るとともに、今後の日直業 務のあり方についても検討 されたい。

措置状況 2. 措置予定

本事項については、地方公営企業法及び地方公営企業労働関係法に基づく労働組合との協議・労働協約締結が要件となるため、「深夜休息」「休憩時間の付与」に関する指摘事項と合わせて、平成21年4月23日付けで水道労働組合に対し、内容証明付書留郵便にて協議申入れを行い、その後も鋭意組合交渉を行ってまいりました。

しかし、日直勤務については、断続的業務として昭和40年7月20日付けで許可(当時の布施労働基準監督署)を受けているものの、その後相当期間を経る中で人員体制や業務内容にも変化があることから、再度、許可申請を行っているところで、その結果が出た段階において外部委託も含め早急に見直しを行ってまいります。

2 「深夜休息」について

水道局における配水管整 備工事、配水管布設工事等 は通常の勤務時間帯では交 通に大きく支障をきたす等 の場合は深夜に業務を実施 しており、八尾市水道局企 業職員給与規程に基づき、 深夜勤務加算された超過勤 務手当が支給されている。 しかし、勤務実態を見ると 長時間の深夜勤務の場合は 半日等の「深夜休息」が付 与されている。これは昭和 47 年 10 月に締結した労使 協議に基づくものである が、当時は夜間工事になら ざるを得ない状況の中で、 深夜勤務も多く、職員の健 康管理面からとられた措置 であることは一定理解でき るものの、今日、超過勤務 手当と「深夜休息」を付与 していることは、到底理解 が得られないものと考え る。今後は職員の健康面に も留意した中で、深夜工事 のあり方や手法等について 検討するとともに「深夜休 息」については、改善を図 ること。

講じた措置又は経過の報告

措置状況 2. 措置予定

「深夜休息」の付与については、職員の健康管理面から現在においてもその必要性は大きいと考えていますが、超過勤務手当の併給に関しては、ご指摘のとおり、今日の社会経済状況や世間一般常識、公務員の勤務条件に対する市民の眼の厳しさ等から見直しが必要と考え、「日直手当」「休憩時間の付与」に関する指摘事項と合わせて、平成21年4月23日付けで水道労働組合に対し、内容証明付書留郵便にて協議申入れを行い、その後も鋭意組合交渉を行ってまいりました。

その結果、職員の健康管理に留意して、平成21年10月から原則的に「深夜休息」は付与するが超過勤務手当の支給を廃止することで労働組合と大筋合意するに至りました。

なお、今後は、深夜工事そのもののあり方についても、人員体制や職員の 健康管理面からも引き続き検討を行ってまいります。

3 休憩時間の付与について

時間外勤務に従事し、1 日の労働時間が8時間を超 えた者について、昼休み(45 分)以外の休憩時間が与え られていないものが大半を 占めていた。

労働基準法及び八尾市水 道局就業規則では、1日の 労働時間が8時間を超える 場合においては、少なくと も1時間の休憩時間を労働 時間の途中に与えなければ ならないとされているの で、法令を遵守し、職員の 健康管理に努めること。

措置状況 | 1. 措置済(平成21年6月5日)

本事項については、「日直手当」「深夜休息」に関する指摘事項と合わせて、平成21年4月23日付けで水道労働組合に対し、内容証明付書留郵便にて申入れを行い、所定勤務時間に引き続いて時間外勤務に従事し、1日の労働時間が8時間を超えた職員に対しては、法令どおり労働時間の途中に合計1時間以上の休憩時間を与えるよう、平成21年6月から是正致しました。

[文書指摘分]

指摘事項

滞納整理業務について

滞納分の水道料金の対応については、委託業者と連携し徴収に努めているが、滞納整理に係る情報の活用により、滞納金額別や滞納期間別の状況の集計を行うなど滞納状況の把握、分析を的確に行い、督促体制の更なる強化を図り、より効率的な徴収に努めること。

講じた措置又は経過の報告

措置状況 3. 検討中

現在、個々の滞納者について滞納金額、滞納期間の増減状況に応じてきめ細かく対応しています。全体的な状況を集計した資料については毎月始めに月末時点での資料を作成しておりますが、毎日督促集金する一方で、毎月料金も調定され滞納期間・金額も常に変動するため、活用するには充分であるとはいえないため、さらに最小の負担で、督促体制の強化に寄与するために、どのような形式でどのような時期に資料を作成すべきか検討します。

2 不納欠損処理について

措置状況 2. 措置予定

未収収益貸倒損の会計処理を行い、簿外管理としたものは、そのほとんどが無断転出や倒産、自己破産等によるもので、消滅時効の2年を経過する以前から料金徴収が不可能になったものです。それ以外についても、安易な処理にならないよう個別に対応しております。

債権の簿外管理への移行処理は、下水道使用料の時効の5年経過と合わせているため、個別の簿外管理理由を記載していませんでしたが、今後は、個別に徴収不能理由等を記載するよう準備してまいります。

講じた措置又は経過の報告

- 3 業務委託契約について
- 措置状況 1. 措置済(平成21年6月1日)
- (1) 計量業務についての2的に対しての2的に対しての2的に対しての2的に対しての2的に対しての3的に対しての3的に対しての3のの3のでの3のである。これでは、これの3のでは、これの3のでは、これの3のでは、これの3のでは、これの3のでは、10のでは

40年以上にわたり局の計量業務の中心を担ってきた本市の個人委託の経過等を考慮したうえで契約単価の見直しを行った結果、検針件数の最も多い一般住宅の単価について、現行 100円を平成21年度から23年度までの3年間をかけて、毎年度4円ずつ引き下げ、88円とすることとしました。

(2) 契約書に記載された業務遂行上必要とされる事項のうち、一部の届出や協議の内容について記録が保存されていないものが見受けられた。契約書に記載された義務等は確実に履行を求めること。

(2) 契約書に記載された業 | 措置状況 | 1. 措置済(平成21年4月1日)

指摘内容については、平成21年度の契約から改善するよう措置しました。

措置状況 1. 措置済(平成21年4月1日)

指摘内容については、今後、当初契約の内容に変更が生じた場合、指摘のように適切に行うよう課員に徹底しました。

水道局維持管理課

[文書指摘分]

指摘事項

修繕料金の不納欠損処理に ついて

市民から依頼された給水 装置の修繕業務は原因者の 負担が原則であり、未収分 にかかる督促は徴収委託業 者の担当となっている。修 繕料金の消滅時効期間は3 年とされており、3年を経 過した未回収の債権につい ては平成19年度において 平成16年度分を対象とし て35件、35万3千円が不 納欠損処理されたが、伺書 による決裁が行われておら ず、処理の理由等が明確に されていないので、今後は、 八尾市水道局会計規程に基 づき、適正に処理すること。

講じた措置又は経過の報告

措置状況 1. 措置済(平成21年3月31日)

平成20年度の未収収益貸倒損処理(平成17年度調定未収分の簿外管理への移行)につきましては、理由等を明記した伺書にて決裁処理を致しており措置済となっております。また、今後の事務処理においても、同様に適正な処理を行ってまいります。

[文書指摘分]

指摘事項

1 水源設備工事の修繕工 事等について

受配水施設(8 箇所)の 環境衛生管理業務(庭園整備等)において、3 区分し て競争入札により実施して いるが、各発注仕様書の作業種別・規格・総数量な が、別表記載の実施時期 覧における作業回数や実的 覧における作業回数やいで、発 注仕様書と別表の整合は 図り適正に実施されること。

講じた措置又は経過の報告

措置状況 1. 措置済(平成21年4月1日)

平成21年度契約分からは、発注仕様書と別表の間で整合性が保たれるよう、関連書類相互確認を行うなど、適正に事務処理を行っております。

2 各種委託業務、整備・ 更新工事の伺書について

各種業務、工事の伺書に おいて、市の設計内訳書の 未添付や添付されているが 内訳書の金額欄が空欄のも の、契約書案の未添付のも のが見受けられた。設計内 訳書の原本は別ファイルに て整理・保管されているが、 契約締結の決裁時に確認さ れるべき設計内容や金額確 認、また、契約内容等一連 の関係書類が伺書に綴られ ていないことから、八尾市 水道局文書取扱規程に基づ き、完結文書の整理方法に ついて検討すること。

措置状況 3. 検討中

最初の起案何書から完結まで一連の文書が綴られていれば一案件単位での起承転結が把握でき望ましいのですが、一つの工事でも設計、施工、検査、支払と複数の課係を経過していくため、後日各担当課係で該当案件について関連文書を参照する必要が発生した場合(例えば特定の支払についていかなる契約が根拠となっているか調べる場合等)それぞれ関連のある文書については最も参照する機会の多い課係で集中保管する方が、現実の日常業務では便利と考え、ご指摘のような取扱いを行ってきたところです。

当面は各文書に関連する文書を短時間で取り出せるための索引(文書番号)を入れるなどの対処も考えておりますが、根本的には文書取扱規程に照らし合わせ、規定と実際の事務取扱の双方の見直しも含め、合理的で規定との整合性の保たれた文書管理となるよう検討してまいります。

- 1 契約事務について
- (1) 各種委託等の業務につ いて、業務の性質上、当 初に導入した業者の専門 的知識、経験等によって 契約後の業務実施に際し リスク回避や円滑な業務 遂行が図れる等の理由 で、地方公営企業法施行 令第21条の14第1項第 2 号(性質・目的が競争 入札に適しない)に基づ く随意契約が多数締結さ れている。契約について は、漫然と過去の実績等 から特定の相手方を選定 するのではなく、経済 性・公平性の高い契約事 務を遂行する見地から、 随意契約を締結すること を正当化するに足る事由 を厳格に判断し、仮に随 意契約しか手法がない場 合においても、極力他者 からの見積りを徴取し、 契約金額の積算根拠の妥 当性や競争性の確保に努 めること。

講じた措置又は経過の報告

措置状況 2. 措置予定

従来2号随意契約で行ってきた案件についても果たして随意契約でなければならないかという視点から、関連業者の施工・実施能力の把握に努めるとともに、危機管理面や防災上の観点も含め、市民生活への影響度や行政としての責任の度合い等を概ね2年以内を目途に慎重に検討した上で、複数業者による競争入札方式やプロポーザル方式への変更可能なものがないか契約の都度十分な見直しを行います。

また、今後の事務処理においては、随意契約の理由及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項の第何号を適用したのかを明確にし、事務の処理を行い、見積りは可能な限り3者以上から徴取することに改善します。

- 1 契約事務について
- (2) 過去に入札を実施した 際に、業務遂行上、特に 問題ない場合複数年継続 して契約をする旨説明し た上で契約し、新年度の 同業務の契約締結に際 し、このような説明を行 ったことを理由として、 過去の契約相手方と第 2 号を根拠条項とする随意 契約を行っているものが 見受けられた。長期継続 契約の対象外の業務で複 数年継続することを想定 した契約を締結する場 合、債務負担行為を設定 した上で複数年契約を締 結することが適当である が、当該業務は債務負担 行為が設定されていなか った。また、契約上明確 ではないそのような説明 を行ったことを理由とし て、「性質又は目的が競 争入札に適しないもの! とすることは適当ではな いので、適正な事務処理 に改めること。

講じた措置又は経過の報告

措置状況 1. 措置済(平成21年4月1日)

今年度以降、新たに長期継続契約対象外で複数年契約をする場合については、事前に原課と契約担当課との協議を行い、単年度契約か債務負担行為による複数年契約のいずれかによって契約することとし、担当者に周知徹底致しました。

(3) 委託契約における支払 条件で、支払時期が適当 でないものが見受けられ たので、政府契約の支払 遅延防止等に関する法律 に基づき適正な事務処理 に改めること。

|措置状況 ┃1.措置済(平成21年4月1日)

政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づいた支払条件による適 正な契約を行うよう徹底すると共に、起案文書、契約書を再点検致し、必 要な修正を行うことと致しました。

				_
+10	+37	百	7	\vdash
捛	十田	4	<u>-</u> ب	ᄪ

- 講じた措置又は経過の報告
- 2 文書事務について
- 措置状況 1. 措置済(平成21年4月1日)

決裁日、施行日、完結日や文書廃棄年月等の記載漏れが発生しないよう、 また、公文書公開条例に基づき適正な事務処理を行うよう周知徹底し、以 降そのように努めています。

(2) 文書処理簿や起案番号 簿において、担当者印の ないもの、件名が記載さ れていないもの等が見受 けられたので適正に処理 すること。 措置状況 1. 措置済(平成21年4月1日)

文書事務の基本でもあり、ご指摘のような不備が発生しないよう全職員に注意を喚起しました。今後は適正な処理に努めます。